

○国立大学法人筑波大学情報環境機構学術情報メディアセンター細則

〔平成19年5月24日〕
学術情報メディアセンター部局細則第2号

改正 平成21年7月16日

改正 平成22年3月23日

改正 平成24年3月13日

国立大学法人筑波大学情報環境機構学術情報メディアセンター細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第54条第4項の規定に基づき、学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 情報基盤の整備計画の立案に関すること。
- (2) 基幹情報ネットワークの整備・運用並びにサービスに関すること。
- (3) 全学計算機環境の整備・運用並びにサービスに関すること。
- (4) eラーニングなどの教育用クラウド基盤の整備・運用並びに関連するメディアの利活用に関すること。
- (5) 情報セキュリティに関すること。
- (6) 情報基盤に基づく多様な利用サービスの提供に関すること。

(副センター長)

第3条 センターに、センターの業務を円滑に遂行するため、副センター長を置く。

- 2 副センター長の数は2人以内とし、センターに勤務する大学教員のうちから、センター長が指名する。
- 3 副センター長は、センター長の命を受け、その業務について企画及び調整を行う。

(教育クラウド室)

第4条 センターに、第2条第4号に係る業務を円滑に推進するため、教育クラウド室を置く。

2 教育クラウド室に関し必要な事項は、部局内規で定める。

(研究開発部門)

第5条 センターに、センターのサービス業務およびこれに関連する技術の研究開発を行うため、研究開発部門を置く。

2 研究開発部門に関し必要な事項は、部局内規で定める。

(運営委員会)

第6条 センターに、基本規則第57条に定める運営委員会として、センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、部局細則で定める。

(電子計算機等の利用)

第7条 センターは、電子計算機等の利用を希望する者の利用に供するものとする。

2 電子計算機等の利用については、国立大学法人筑波大学情報システムの利用に関する規程(平成20年法人規程第55号)に準ずるものとする。

(電子計算機等の利用料金)

第8条 前条の電子計算機等の利用に係る料金の額については、部局内規で定める。

(雑則)

第9条 この部局細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この部局細則は、平19年5月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人筑波大学学術情報メディアセンター細則(平成16年4月1日学術情報メディアセンター部局細則第1号)は、廃止する。
- 3 この部局細則は、平成21年7月16日から施行する。

附 則

この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。